

東かがわ市ホームページ広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この掲載基準は、東かがわ市ホームページ広告取扱要領(平成18年東かがわ市訓令第23号。以下「要領」という。)に規定する事項のほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するために、広告の表現等について必要な事項を定めるものとする。

(広告の位置)

第2条 要領第4条第1項の規定による広告の位置は、原則としてトップページに掲載するものとする。

(広告掲載の規格等)

第3条 要領第4条第2項の規定による広告の規格は、原則として次のとおりとする。

大きさ	高さ61ピクセル・幅184ピクセル
形式	G I F (アニメ不可)、J P E G
データ容量	10キロバイト以下(音声付は不可)

- 2 掲載するバナー広告は、「高齢者・障害者等配慮設計指針 情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス 第3部：ウェブコンテンツ J I S X 8341 3」の規定に準拠しWebアクセシビリティに配慮しなければならない。
- 3 画像のA L T属性テキストは、「広告：」で始め、「広告：」を除き全半角問わず30文字以内
- 4 画像の文字色と背景色とのコントラスト(明度差)を十分なものとする。
- 5 画像の文字、イラスト等の解像度を高め、鮮明なものとする。
- 6 画像の背景に模様、写真等を用いる場合は、文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすいものとする。
- 7 広告掲載の申し込みは、申込者1人につき1枠までとする。
- 8 申込者は、12か月を限度として、複数月に係る広告掲載を一括して申し込むことができる。

(禁止行為)

第4条 広告業者及び広告主は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 市の機器、コンピュータシステム等に不正にアクセスする行為
- (2) 市の広告掲載業務の運営及び維持を妨げる行為
- (3) 広告の閲覧者のコンピュータに障害を及ぼす行為
- (4) その他市長が広告業者及び広告主として不適切と認める行為

(禁止表現)

第5条 次に掲げる表現を含んだバナー広告は、ユーザーの意思に反した動きをし、又はユーザーに誤解を与えるおそれがあるため、画像として用いることができない。

- (1) アラートマークが表示されているもの
- (2) テキストボックスが表示されているもの
- (3) プルダウンメニューが表示されているもの
- (4) 閉じる、いいえ、キャンセル等のボタン又はラジオボタンを使用するもの
- (5) 市のホームページと類似の色調又は字体を使用するもの
- (6) インターネットアンケート、教育相談等、市政を連想させる表示を行うことにより、市の事業と誤解されるおそれのあるもの
- (7) その他市長が画像として不適切と認めるもの

(制限事項)

第6条 市は、広告の表現、動き、配色等で、閲覧者に不快感を与えるおそれがあると認められる場合は、その内容を制限することができる。

(その他)

第7条 この基準に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成24年2月1日訓令第1号)

この訓令は、平成24年2月1日から施行する。

附 則(令和4年5月2日訓令第7号)

この訓令は、令和4年5月2日から施行する。

附 則(令和4年8月1日訓令第10号)

この訓令は、令和4年8月1日から施行する。